

**川崎市計画相談支援コーディネート業務
公募型プロポーザル実施要項
(令和8年度)**

**令和8年1月
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課**

1 業務概要

(1) 件名

川崎市計画相談支援コーディネート業務

(2) 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第19項に規定する計画相談支援の拡充を進めるため、指定特定相談支援事業所の状況等と、計画相談支援の利用希望者のニーズを適切に結び付け、計画相談支援の円滑な利用を促進するもの。

※業務概要の詳細は別紙1「川崎市計画相談支援コーディネート業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照してください。

2 委託内容

- (1) 事業所に対する支援
- (2) 利用者に対する支援
- (3) 区役所等への支援
- (4) 事業実績報告書の作成
- (5) その他本仕様書に記した事業の目的の達成に必要な業務

※委託内容の詳細は別紙1「仕様書」を参照してください。

3 委託契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※市がその業務の実施につき著しく不適当と認めた場合又は法及び関連する法令等に定める事項に違反した場合は、委託契約期間の満了日以前に契約を解除する場合があります。

4 契約方法等

- (1) 契約方法
 - 公募型プロポーザル方式（随意契約）
- (2) 契約形態
 - 総価契約
- (3) 委託料概算額（令和8年度予算）

委託料の概算額は、5,124,000円以下（消費税及び地方消費税を除いた金額）を予定しています。

見積書の見積額については、上記の概算額以下となるようにしてください。

5 応募資格

次の（1）～（4）の要件を満たすとともに、公平中立な事業運営を行うことができる法人とします。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種が「99その他」（種目はいずれでも可）として登録されていること。
- (4) 参加意向申出の時点で本市において指定特定相談支援事業を行っていること。

6 スケジュール（予定）

時 期	事 項
令和8年1月15日（木）	募集要項の公表
令和8年1月22日（木） 午後5時まで	参加意向申出書の受付
令和8年1月22日（木） 午後5時まで	応募に関する質問受付
令和8年1月29日（木）	提案資格確認結果通知書の送付
令和8年1月29日（木）	質問に対する回答
令和8年1月29日（木）から 令和8年2月5日（木） 午後5時まで	企画提案書等の応募書類受付
令和8年2月10日（火）	川崎市計画相談支援コーディネート業務プロポーザル評価委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）
令和8年3月上旬	選定結果通知・公表
令和8年4月1日	川崎市計画相談支援コーディネート業務委託契約締結

7 応募手続き

（1）参加意向申出

このプロポーザルに参加を希望する法人は、次のとおり必要書類を提出してください。

提出書類	・参加意向申出書（様式1） ・応募資格を有していることについての申立書（様式2） ・コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式3） ・誓約書（様式4）
必要部数	1部
提出方法	持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）

提出先	6 ページ「11 担当部署」と同じ
受付期間	令和8年1月15日（木）～令和8年1月22日（木）午後5時 ※郵送の場合は必着

（2）提案資格確認結果通知書の交付

資格の有無を確認し、令和8年1月29日（木）に電子メールで「提案資格確認結果通知書」を送付します。

※提案資格確認結果の理由について説明を希望する法人は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその旨を申し出てください。

（3）質問の受付・回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

令和8年1月15日（木）～令和8年1月22日（木）午後5時

※受付期間を過ぎてからの質問には回答いたしません。

イ 質問受付方法

質問は電子メールで受け付けます。

質問受付メールアドレス：40syokei@city.kawasaki.jp

メール件名：【質問】川崎市計画相談支援コーディネート業務公募型プロポーザル

ウ 本文記載上の注意点

質問の趣旨を簡潔にまとめてください。

Word、Excel又はPDFの形式で質問を添付しても構いませんが、それ以外の文書形式は御遠慮ください。

エ 回答

質問及びそれに対する回答については、令和8年1月29日（木）に原則として参加資格を有する全ての法人等に対して電子メールで送付します。

なお、応募に関する質問以外は回答できませんので御了承ください。

また、回答の内容は、本要項と同等の効力を有するものとします。

（4）応募書類の提出

「提案資格あり」と確認された法人は、次のとおり必要書類を提出してください。

提出書類	ア・障害福祉サービス等の実施状況（様式5） ・企画提案書（様式6） ・見積書（様式7） ・法人の理念や事業内容等がわかる資料（パンフレット等）
	イ・定款又は寄付行為 ・履歴事項全部証明書（申請時から3か月以内に発行されたものの原本） ・印鑑証明書（原本） ・役員名簿（任意様式、応募時点のもの）

	・決算書（財務諸表）（直近2か年分）
必要部数	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類アは10部（正本1部・副本9部（複写可）、A4版） ・提出書類イは1部（A4版） <p>※両面印刷可。</p> <p>※やむを得ずA4サイズにできない書類については、A4サイズに折り込んでください。</p>
提出方法	<p>持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）</p> <p>※持参の場合は、事前に電話連絡をお願いします。</p>
提出先	6ページ「11 担当部署」と同じ
受付期間	<p>令和8年1月29日（木）～令和8年2月5日（木）午後5時</p> <p>※郵送の場合は必着</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の返却はいたしません。 ・提出書類の作成及び提出に要する費用は応募者の負担といたします。 ・提出書類の差替え及び再提出は原則として認めません。 <p>ただし、記載内容に不備があり、市側で追記等を求める場合、当該部分に限り認めます。</p> <p>なお、参加意向申出書を提出後に提案を辞退する場合は、辞退届（様式8）を企画提案書受付期間中に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書の内容は、仕様書と同等の効果を持つものとして取り扱います。

8 選定方法

（1）選定機関

委託法人の選定は、川崎市計画相談支援コーディネート業務プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て選定します。

（2）プレゼンテーション等の実施

企画提案法人には、次のとおりプレゼンテーションを実施していただきます。

ア 開催日時及び開催場所

開催日 令和8年2月10日（火）

※開催時間、開催場所及び発表時間については、企画提案法人に別途通知します。なお、プレゼンテーションの出席者は最大3名までとします。

イ プrezentation内容等

事前に提出した企画提案書（様式6）に基づき、説明をしていただきます（15分）。

その後、質疑応答を行います（15分程度）。

※マイク、プロジェクター等は使用できません。

（3）選定基準

企画提案の評価は、別紙2「川崎市計画相談支援コーディネート業務プロポーザル評価委員会評価基準」に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最も高い得点を得

た法人を本委託業務の受託予定法人とします。

(4) 受託予定者の決定

受託予定者の決定は、令和8年2月下旬頃の健康福祉局業者指名選定委員会の選定をもって確定とします。

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、令和8年3月上旬に全ての企画提案法人あて郵便にて文書で通知するとともに、川崎市ホームページで公表します。なお、選定結果について電話・電子メール等での問合せには応じられません。

9 決定の取消

設置・運営法人決定後においても、次に掲げる事項に該当するときは、決定の取消を行う場合があります。なお、決定の取消に伴い生じる法人負担について、本市からの補填はありません。

- (1) 応募書類に虚偽等が判明した場合
- (2) 仕様等を満たせないと見込まれる場合
- (3) 特段の事由がなく川崎市との協議に応じない場合
- (4) その他事業執行上、支障が発生した場合

10 契約の手続き等

(1) 契約書作成の要否

要します。

(2) 契約条項の閲覧

川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(3) その他

本委託契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

11 担当部署

書類の提出先、問合せ先は次のとおりです。

部署名	川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
所在地	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎12階
郵便物送付先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話番号	044-200-0871
ファックス番号	044-200-3932
電子メール	40syokei@city.kawasaki.jp
受付時間	平日午前9時00分～午前12時00分、午後1時00分～午後5時00分

12 その他

受託予定者決定の効果は、川崎市議会定例会における本事業委託に関わる予算の議決(令和8年3月頃)を要します。